

976人が 新しく成人に

(3月1日現在)

18歳 507人 19歳 469人

社会へ

踏み

出す

第一歩



「成人」って？

一般的な基準として、民法が定める「成年」の年齢に達している人をいいます。一方、成年年齢に達していない人は「未成年者」です。

成年年齢に達した人は、法律上は父母の親権に従わなくてもよいので、親の同意がなくても、さまざまなことが可能になります。

なんで18歳？

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことが目的です。世界的にも18歳を成年年齢とすることが主流になっています。

なお、平成28年6月から公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢は18歳に引き下げられています。

民法改正により、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。18歳、19歳に達している人はその日から新「成人」です。成人になると、「オトナ」として、社会と関わっていきます。成年年齢が引き下げられることによる影響や、気をつけてほしいことなどをお知らせします。

18歳から成人に

オトナ

18歳になったら…どうなる！？

できること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約 ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ひとり暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポート取得
- 国家資格(公認会計士や司法書士など)の取得
- 結婚年齢が男女とも18歳
- 選挙に行き投票できる など

できないこと

(これまでと変わらないこと)

- 飲酒や喫煙
- 公営ギャンブル(競馬、競輪など)
- 大型、中型自動車免許の取得
- 国民年金の被保険者資格 など
(国民年金保険料の納付義務が発生するの
20歳になってから)

成人式は…

市では令和4年度以降の成人式について、これまでどおり20歳を対象年齢とします。

なお、令和4年度(令和5年1月)開催の式典から名称を「あんなかし はたち つど安中市二十歳の集い」に変更します。